

## 《 労働環境報告書の記入に関する注意事項 》

### 労働環境報告書(記載例)

① 労働契約の期間、就業の場所、従事する業務の内容、始業及び終業の時刻、休日、賃金の決定などは書面の交付により明示する必要があります。(労働基準法第15条等)

周知方法は、常時作業場の見やすい場所への掲示又は備え付けのほか、書面での交付、内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置する方法が認められています。(労働基準法第89条等)

1日7時間勤務の労働者が1時間の残業を週5日以内で行う場合は、法定労働時間を超える労働ではありません。(労働基準法第32条等)

パートなどで、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の者に対しても、継続勤務期間や所定労働時間などに応じて年次有給休暇を付与しなければなりません。(労働基準法第39条等)

使用者は、事業場ごとに日々雇入れられる者を除く労働者について、氏名、生年月日、履歴、性別、住所、雇入れ年月日などを記載した労働者名簿を調整しなければなりません。  
また賃金台帳についても、事業場ごとに調整し、賃金支払いの都度、遅滞なく賃金の種類ごとの額や労働時間などを記載しなければなりません。(労働基準法第107条等)

労働者が10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者又は安全衛生推進者の選任、50人以上の事業場では、衛生管理者の選任が義務付けられており、このうち建設業、電気業、水道業などの18業種では、衛生管理者のほかに安全管理者の選任が必要となります。(労働安全衛生法第11条等)

労働災害を防止する措置の例として、機械の動作範囲に身体の一部が入らないよう、柵や覆いなどを設ける、火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合には換気を行い、火気を使用しないなどの措置を講ずること等が挙げられます。(労働安全衛生法第20条等)

機械等の危険性などに関すること、安全装置等の取扱い方法などに関すること、事故時における応急措置及び避難に関することなどについて教育を実施する必要があります。(労働安全衛生法第59条等)

常時50人以上の労働者を使用する事業場に、ストレスチェックの実施が義務付けられ、50人未満の場合は、努力義務とされています。ストレスチェックは、医師や保健師などが行うこととされ、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べることができます。(労働安全衛生法第66条等)

労働基準法が規定する割増賃金は以下のとおりです。  
ア 時間外労働・・・法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働させた場合は、通常の賃金額の2割5分以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。  
イ 深夜業・・・深夜時間帯(午後10時から午前5時までの間)に労働させた場合は、通常の賃金額の2割5分以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。  
ウ 休日労働・・・法定の休日(週1日又は4週4日)に労働させた場合は、通常の賃金額の3割5分以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。  
エ 時間外労働かつ深夜業・・・時間外労働が深夜時間帯に及んだ場合は、通常の賃金額の5割以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。  
オ 休日労働かつ深夜業・・・休日労働が深夜時間帯に及んだ場合は、通常の賃金額の6割以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。(労働基準法第37条)

最低賃金法に規定する地域別(都道府県別)最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金の改定状況については、厚生労働省のホームページで確認できます。(最低賃金法第4条)

具体的に建設業法違反となる事例としては、①下請工事の当初契約及び変更契約で書面による契約を行わなかった場合、②元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金を一方的に決定し、その額で契約を締結した場合などが挙げられます。また下請代金支払遅延等防止法の違反事例としては、③親事業者が下請事業者の請求書提出が遅れたことを理由に下請代金の支払いを約定期日を過ぎて支払った場合、親事業者が下請事業者に必要な自社物品を購入させた場合などが挙げられます。

- ・「契約名」については、履行場所と併せて正確に記入してください。
- ・「商号又は名称」は正確に記入し、併せて「代表者氏名」を記入してください。
- ・「担当者連絡先」についても、必ず「所属名」、「氏名」及び「電話番号」を忘れずに記入してください。

区分	項 目	回答
労働条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
	労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全衛生	事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上)	
下請負	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○+特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	

「回答」欄には、「 」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

(宛先) 水道事業及び下水道事業管理者

当該業務の労働環境について、上記記載内容に相違ありません。

令和3年4月1日

契約名 工事(岡崎市十王町地内)

所在地 岡崎市 ×町1-1

商号又は名称 岡崎太郎株式会社

代表者氏名 岡崎太郎

担当者連絡先 総務部契約課 岡崎次郎 0564-23-xxxx

(所属名、氏名、電話番号)

[送付先メールアドレス: denshichotatsu@city.okazaki.tg.jp]

(メール送信後、お電話をお願いします(契約課入札係 0564-23-6341))